

第 5 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事（要旨）

日時：平成20年5月19日（月）

10：00～11：43

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

オープンハウス会議室

第 5 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成20年5月19(月)

10:00~11:43

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
オープンハウス会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、小野委員、鈴木委員、土倉委員、
小林委員、(有)三和硝子工業所、ジエム(有)
(欠席者:2名 欠員:1名)

事務局 ; 中田部長、吉川次長、受川所長、室山副参事、岡野次長、
佐伯課長主幹、片山課長主幹、古城主幹、小玉主幹、山本主幹、
光枝主任、塚本技師

傍聴者 ; 0名

【審議会会議内容】

- 1 開会
- 2 会議の成立宣言
- 3 開会挨拶
- 4 署名委員の指名
- 5 報告事項(1) 「第4回審議会議事録の内容について」
- 6 閉会

(区画整理勉強会)

- 1 付市有地の制度について

【議事】

(会長 委員 事務局 人名)

1 : 開会

2 会議の成立宣言

: 本日の会議の出席者は7名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

3 : 開会挨拶

4 署名委員の指名

: それでは、これより議事進行をさせていただきます。

本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として、小野委員と有限会社津島の津島委員にお願いいたします。

なお、津島委員がまだ出席されておられませんので、もしご欠席の場合は、鈴木委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会の公開、非公開についてでございますが、本日の審議会は、報告事項の「第4回審議会議事録の内容について」と、勉強会といたしまして「付市有地の制度について」でございます。原則、審議会は公開となっており、本日は個人情報など公開に支障がある案件ではございませんので、本日の審議会は公開といたしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

5 報告事項(1) 「第4回審議会議事録の内容について」

: 続きまして、会議次第5、報告事項(1)「第4回審議会議事録の内容について」でございます。

この件に関しまして、事務局より報告をお願いいたします。

: 着席のまま、ご説明させていただきます。

それでは、報告事項(1)「第4回審議会議事録の内容について」を説明させていただきます。

審議会資料の3ページをごらんください。

会議開催の年月日、時間、場所、出席者、審議会内容を取りまとめてございます。

それから次のページ、4ページからでございますが、議事録の内容といたしまして、会議内容の1から2の開会から会議の成立報告、会議の内容の録音要請、それから3から4が事務局あいさつ、5が署名委員の指名、6といたしまして報告事項(1)と報告事項(2)を、また7の議案第2号「基礎控除方式について」、これは継続審議でございましたが、10ページから41ページにまとめさせていただいております。議事の内

容につきましては、時間の制約がございますので省略をさせていただきます。

なお、前回同様に、発言に関しましては記号による表記のみとさせていただきます。

また、署名委員からは、特別なご指摘はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議事録に関する説明を終わらせていただきます。

： ただいまの事務局よりの議事録についての報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ございますでしょうか。

： あります。

： どうぞ、 委員。

： まず、全体からいきますが、今までいろいろと意見といたしますが、発言してきたりしていますが、それに対して事務局のほうからそのときにお答えできなかったというようなことで、次回等にしてほしいということがあったと思うのですが、こういったことは今までも、何回かあったのですけれども、そのまま通過してってしまうのでしょうか。

それから、5ページに進みたいと思います。

ここでは、公開、非公開ということになっておりますけれども、おおむねよろしいでしょうか。本当は、今日は公開とか非公開ということについての同意といたしますか、承認をもらうような発言をされるのが本当だと思います。

それから、7ページ「次、第2点いきます」というところの5行のところなのですが、ここでも、先ほど言いましたように指摘してあるのですけれども、「なぜここに、その欠員になった説明を議事録に載せてないのですか」とあるのですが、これ本当は事務局の見解なりを伺っているわけですし、説明すべきだと思うのです。

なぜかといいますと、委員の質問というのは、地権者、要するに住民が知りたいことであって、この場で了解すればいいというものではなくて、議事録その他公開されているわけですから、当然、市役所側がどのような見解をそれに対して持っているかというのは、当然知る権利に属する部分であって、市役所側は当然、行数が増えたとしても載せるべきだと思っております。

同じことは、8ページについても言えます。8ページの下から十二、三行目のところで、「事務局の内容についてすべて載せると、議事録もかなり複雑な内容になってくる」というのですが、複雑になっても、先ほど言った点からすると、地権者、市民、回答として市役所が出したものについては、当然、知らせるようなことになると思いますので、省略すべきではないと思います。

少し、7ページに戻りますが、先ほど言いました「事務局の発言については省略を今はさせていただきます」というのが、会長から事務局どうですかと話を振られたときに言っておられます。これも同じような趣旨です。これも省略すべきでないです。市の回答については省略すべきではない。延々だらだら文章を読む必要はないと思いますけれども、委員の質問に対してどう答えた、どうなっておりますということは当然書

くべきだと思います。

ですから、それについては、8ページのちょうど真ん中辺です。白い丸のところの1行目、「だから、そのことについては書くべきではないか」というようにちゃんと委員も発言しているわけです

それからあとは、同じく9ページの真ん中辺であります。字句の訂正等について少し発言したかと思いますが、誤字ではなかろうかと指摘したのですけれども、「反動」という言葉がありました。これについても事務局は「テープを起こして確認してみます」と言われていたのですが、そのことについては、確認ができていたのでしたらその答えを教えてください。

： 少し発言させてもらってよろしいですか。

： 今私が発言しております。よろしいですか。

： だから余計にそうさせていただきたいということ、発信しているのです。議長に要求しているわけです。

： 意味がわかりません。

： 意味はわかる。

： いや、私はわからない。

： 少し待ってください。委員、あとどのくらい時間が必要でしょうか。あなたの質問の時間。

： 今はまだあります。それではとりあえず、以上、第1段階にさせていただきます。人の発言を制限するような議会だから。

： いや、そんなことしてないですよ。あなたのご発言の予定時間はあとどのくらい必要なのですかという質問を私はさせてもらっているのです。

： ですから、指摘事項をするので、何分というようなことは。

： いや、おおむね。

： おおむね。

： ええ、そうですよ。非常に皆さん貴重な時間を割いて出席していますから。

： それがどうしたのですか、私だって・・・

- : 真剣にやりましょう。
- : 真剣にやっています。
- : 全然真剣には感じられません、私は。
- : 恐れ多いのですが、一言発言させてください。
- : どうぞ。簡単をお願いします。
委員。
- : 僕は、それを要請したかった。今、議長がおっしゃったとおりです。今の要件を要約すると、質問に対して回答を貰わなければいけないという一言になるわけでしょう。その一言をいただいたらいいのです。それを皆で検討したらよろしい。
以上です。
- : では、それがどこかというのはどうやってわかるのですか。それを具体的に説明したのがなぜ悪いのですか。
- : 後でよく検討したらいいのであって、今の会長の質問を要約しようとしただけなので。よろしくをお願いします。
- : やはりね、皆さん貴重な時間ですから、簡潔をお願いします。
- : よろしくをお願いします。
- : それでは前半は終了し、後半、またお話を途中で入れます。
- : そのほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。
ほかにはないようですから、それでは 委員、あと簡潔をお願いします。
- : とりあえず、先ほどの話で一応終了にしたいと思いますが、事務局のほうの回答なり、その辺のところについてお願いします。回答が不十分だったところの回答をお願いします。
- : はい、わかりました。
事務局、できる範囲で簡潔に説明をお願いします。
- : それではご説明いたします。 委員のご質問なのですが、取り急ぎ言われて、私の方が全部よく理解できてない部分がございますが、まず5ページのご指摘から。

- : 議長もう一回、発言させてもらってよろしいですか。
- : どうぞ。
- : ご回答のほうも、よく検討されたものを、次回でもいつでもいいですから、簡潔に、またお答えいただければと、私は思い発言いたしました。
- : ありがとうございます。
- : 委員、まことに申しわけないのですが、5ページのご質問の趣旨をもう一度簡潔にお願いできますか。公開の件と思うのですが。
- : 5ページは、ちょうど真ん中の白丸のところ。
- : はい。
- : 公開、非公開の審議についての委員の意見を求めるということが、ずっと4行ほど続いておりますけれども、特別な規約や規定があるのでしょうか、ないのでしょうかというようなことに関して、あいまいにわけがわからなくなっているのです。
- : 会議の公開につきましては、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程というものがございます。以前に、この会議規程資料はお渡ししてございますけれども、その第6条に「審議会の会議は公開する」というふうに書いてございます。また「会長が必要と認めるときは非公開とすることができる」というふうに書いてございます。
前回会議で、ご説明を十分できていなかったのかもわかりませんが、原則は公開でございます。非公開の場合につきましては、明らかに非公開という場合と、場合によっては非公開というようなことも考えられますので、場合によっては会長に非公開ということでやらせていただく場合もあるかと思いますが、内容により、どちらかわからないというような場合には、皆さんにお諮りして十分審議をしていただいた上で非公開という決定をしていただくよう考えております。
- : いいですか。
- : ちょっと私が・・・
- : 5ページ一番下の白い丸のところ、その中でちょうど真ん中のところ、「では本日は非公開としたとお断りするのですか」という質問を傍聴者について、私がしているのですが、これについての見解と・・・
- : ちょっと、私発言させていただきます。

: はい、どうぞ。

: 私が のお話に対して思っている点なのですが、やはり公開であるのが原則ですから、議長が公開、非公開ということを最初におっしゃらないときには、公開だと考えていいと思います。ただ非公開を要するときは、一言それだけ加えていただければいいと思います。必ず非公開か公開かということとその都度お互いが話す必要は、僕はないと思います。

: 補足で説明させていただきますが、できれば次回からある程度の審議内容がわかる状況であれば、非公開としたい、また公開としたいというふうなことを事前にお諮りをした上で、決定させていただければと考えております。

ただ、緊急の場合とか内容が定かに煮詰まってない場合には、若干その場ではお諮りできないかもわかりませんが、できれば事前にそういうことがわかれば、混乱しないように、できるだけ進めさせていただきたいと考えております。

: ちょっといいですか。

: 委員が。
求められているのですが、どうぞ。

: 今回の市の回答、大分理解できましたが、なぜこれを質問するかといいますと、前回、13の土地区画整理だよりが先週先週配布されました。この中には、今日の会議の日程しか書かれていません。なおかつ、市の土地区画整理事務所のホームページ、私も毎回チェックしているのですが、その中でも会議の日程案内が出たのは、たしか先週の金曜日7時の朝の閲覧が初めてでした。

そういうふうなことをされますと、ここでいろいろ意見は言うけれども、それに対して意見を言っていること自体は、その他市民なり地権者、特に地権者が主体なのですが、大多数反対している中で、自分たちの意見を言う場がない。ではそれに対して市はどのような答えを出しているかということ、当然知りたいし、状況も知りたい。けれども、それを知り得る状況にないということがあるから申し上げたのです。

ちなみに、毎回の議事録でも、過去1人だけちょっと最初に傍聴に来られた。もう終わらないうちに帰っていかれました。というようなことで、傍聴または公開の熱が上がるようにしてほしいです。そういう趣旨で言ったわけなのです。そこら辺のところを誤解のないようお願いいたします。

: ご発言の趣旨はよくわかりましたので、今後、できるだけ反映させていきたいと思えます。

: では、特に何かございますでしょうか。

: 事務局がそういう回答なのでですけど、委員が指摘されたように、議事録というのは事前配付されています。今回の場合、それが1日、2日ですと我々がチェックする時間がないのです。それで、公開とか非公開とか、原則は公開ですから、一般に知らせればいいのですけれども、一般住民に、住民というのか、地権者に対して、する時間が、知らせる時間がないわけです。今議長も言われるし、皆さん貴重な時間と言うのですけれども、審議委員というのは貴重な時間を割いてやっていくのですが、貴重な時間だから、時間がないから早く簡潔にやりなさいという事項にはならないのが審議会で、審議提案というものは、出てきたものはきちんと、それをどうするかというもので、決議事項以前のわけで、決議しなければいけませんということで決定事項のように進んでいくのです、これまでです。

でも、決定事項というのは決定事項なのです。はっきり言って決定事項なのですけれども、地権者が知らない間に決定していると一方通行になりますので、その辺のところを公開していただきたいと思いますし、その辺のところから会議というものを進めていただきたいと思います。

非公開の場合、非公開という事項は、どの、要するにプライバシーなことは非公開です。これから地権者の問題が出てきたら非公開ですということ saying くるのだと思いますけれども、その非公開というのはどの範囲を言っているのですか。個人の名義が出たときに非公開になるのですか。それとも、一般的にこういう事項で流れますというときに、非公開を求めたら非公開になるのですか。その辺のところの確認、要するに議長が採決するかしないかの問題ではなく、要するに今回は提案事項において条例によって公開しますということを一言言っていただければ公開なのですから。非公開の場合は、これについてどうするか、提案事項があった場合に、プライバシーの場合はありますから、それも、私はプライバシーの場合も、全部非公開にするべきではないと思いますけれども、公開すればいいと思いますけれども、その非公開を要求があった場合に非公開の決定ですね、その辺のところを懸案事項、この間、前回のときにその説明がなかったのです。その辺のところの指摘が委員のほうからあるのだと思います。私も疑問に思います。

以上です。

: 審議委員というのは、時間の思慮は要らないというご意見もあるようですが、全く非生産的な議論ばかり続けても仕方がないので、やはり要点要点で大事なところを審議するために我々は集まっているのだと思っています。今日も見てください。ぐるぐる回っているだけです。もっと効率のいい、そして私たちは市民の代表だという、そういう自負心を持って、責任を持ってこういう場で我々は接しなければいけないと思います。時間をかけるだけが会議ではない。一つ一つ建設的な意見を集合する、そして決めていく、これが大事だと思っています。

以上です。

: ありがとうございます。
事務局、ご答弁できますでしょうか。

： 期間について説明させていただきます。 委員のご指摘がございました。今回、議事録の配付が遅れましたのは、作成がかなりの莫大な量になりまして、議事録を起こすのが、テープを聞いて起こす関係と、それから皆さんにご署名をいただいた後の配付ということになりますので、今回若干時間がかかりましたので、それは今後できるだけ早くしたいと考えております。内容の量によりまして時間もかかる場合がございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それからもう一点、公開、非公開につきましては、その基準がこれまで説明がなかったということなのですが、これは基本的には明らかに個人が特定、名前が出る場合、それから客観的に見て個人という、誰々というのが特定されるというような場合には、これは場合によっては非公開ということも考えられますので、このような場合には、皆さんにお諮りをするようになろうと思えます。

ただ最終的には、審議会のほうで決めていただくということになります。それから、非公開という要求が出た場合には、委員のほうで非公開にするか公開にするかという判断はしていただくようになろうかと思えます。

その基準というのが、明らかにしているものについては判断がしやすいですけど、あいまいな分についてが一番問題ではなからうかというふうに考えております。そういう点は皆さんにお諮りをして決めていただくということになると思えます。

： だから、要するに非公開の場合、非公開の場合は審議に出てくるというのは、いつごろから出てくる、審議会のほうに上がってくるのかわかりません。まだ地権者との説明はできてないように私は思いますので、そうすると、そうなった場合に審議会を通るのか通らないのか、そうでしょう。要するに、状況的にはこういうことです。今一般地権者のところには通っていないわけですから、その辺のところの非公開、公開というのは、公開事項と非公開事項、原則は公開ですから全部オープンにすればいいわけですけども、そのオープンにすればいいことに対して要求が地権者から出てくると思うのです。我々からも出すと。プライバシーの場合は、人権の問題が今最高に、どちらを向いても人権の問題ばかりで、要するにすべて公開ではないのですから。この間も さんが来たのですけれども、 さんのところだって、要するに居住者がわからない、入居者の場合です。入居者の場合、要するにコーポの入居者の場合、居住者がオープンにされないというような時代が来ているものですから、その辺のところを勘案してやっていかないと、審議会というのは単なる空論になってくるのではないですか。もっと貴重なものに審議会を進めていただきたい。

時間の問題もありますが、確かに。時間というのは大切ですけども、時間の問題以前の問題を抱えているのではないのでしょうか、ということをもっと認識していただきたいと思えます。

： 貴重なご意見だと思いますが、審議会の審議内容、その都度あるわけでございますから、その時々において、公開すべきか、原則公開ですからそれはいいのですけれども、非公開にしなければいけない場合もあると思えますから、それは皆様に今後お諮りして、決めさせていただきます。それでよろしゅうございますか。

: 会長の方へは、非公開かどうかというのは、事前的な説明というのは今回の場合はあったのですか。それはなかったのですか。

: ございました。

: 今回の案件についての状況。

: はい。これは当然公開にすべきだと、私も思っておりましたし、それから事務局もそういうご判断をされておりました。ですから、公開にしたいということを冒頭申し上げたわけでございます。

ですから、今後、非常に紛らわしい問題もあると思います。ですから、そういう問題がある場合は、当然皆様にお諮りして、公開にすべきか非公開にすべきか、決定をさせていただこうと思っております。

それで、例えば極論を申し上げますが、私が非公開にすべきだと思っている件で、皆様方が公開にすべきだという場合もあるかと思えます。ですから、そういう事態に直面した場合は、私も判断しないとイケない。原則的には、皆様と同じ判断になるのではないかと私は思っております。

ですから、非公開にすべきだということであれば非公開でいいですし、公開にすべき、原則公開ですから、公開すべきであれば公開すればいいと思っておりますから、その都度ご判断をちょうだいしたいと思っております。よろしく願います。

そのほか何かございますでしょうか。

: 事務局発言のどこまで議事録に書くかということに関してなのですが、発言というか回答を、事務所側の回答をいただきたい。

: よろしいですか。

: どうぞ、 委員。

: では、少し意見を述べさせていただきます。

先ほどから本当に同じところをぐるぐる回っているのです。これは、例えばこのすべての懸案を今ここでといたら、これで一日かかります。ですから、どこまで丁寧にやるかは別ですけど、必要があったら回答で、文書で我々のところに返していただいてもいいわけですから、この件で発言があった、提案があったということでもいいではないですか。会議録もきちんとしていますよ、私はそう思います。

以上です。

: ほかの委員のご意見はいかがでございますでしょうか。いろいろご意見はあるかと思えますが。

ほかに何もございませんでしょうか。

: 事務局の説明がないです。

: それでは、先ほどのどこまで載せるかというご質問ですけど、これにつきましては、事務局がある程度の考えで記載をさせていただいて、署名をしていただく委員にその都度ご判断をいただくということにさせていただければと思います。

はっきりした基準もございませんし、個人差も出てくると思いますので、その辺は委員それぞれ出席していただいておりますので、会議の内容も十分おわかりだと思いますから、記載不足という判断がいただければ、修正させていただきます。できるだけ指摘された趣旨では記載をするようにいたしたいと思います。

: よろしいですか。

: どうぞ。

: 要するに、事務局の提案を、説明事項は説明されますし、省略しますと言いますけれども、その説明が全く説明になってないのです。というのは、減歩率についても、全く不安定なのでしょう。委員は今言われなかったですけども。そういう点の説明をちゃんとやってないから、あいまいになってくるので、そういう説明をすとかしないとかではなく、文章が長くなるとかならないとかの問題ではないのであって、そういう点を、ポイントをはっきり説明、事務局としての説明を、ものが増えていくということではなくて、増えていくのはいいか悪いかは別として、私は増えてもいいと思います。毎回あってもいいわけですから、それは今回のこの議事録を読んでみればわかるように、全く説明になってないですね。減歩率等、終わり頃になっても・・・

その辺のところをあいまいなまま、時間時間、賛成賛成、よろしいです、よろしいですと進んでいるわけですから、それは審議、審議の内容ではないと思いますよ。審議するには、そういう点を、ポイントを、いいか悪いかではなくて審議していかなければならないのではないですか。ただ、決議事項ではありませんから、と私は思いますけれど。

: 委員どうぞ。

: 今の委員のご意見もですけども、毎回同じことしか出てないのです。減歩率も何回やりました。書面も何回読みました。お互いにもっと勉強しましょう。自分の考えを持ちましょう。そして、公の立場で物を言いましょう、考えましょう。ただ、これは会議の妨害でしかない。

以上。

: むちゃ言うな。

: そのほか、何かご意見ございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見もないようでございますので、以上で本日の議案事項は終わ

らせていただきたいと思います。

： 説明の、事務局の説明がない。

： 何の説明でしょうか。

： 突然ですけど、もう一回発言を少しだけね。

： どうぞ。

： もうこれはお互いにこの議事録にも判をつけて、我々もしたし、みんなもあるので
す。決定事項なのです。

それから、それぞれきちんと懸案事項については表決もとっている。それをまだ繰り返しているだけなのです。これでは会議になりません。

以上です。

： それでは、議案事項は終了させていただきました。

： よろしいと思います。

： ありがとうございます。

それでは・・・。

： 議長、議長ちょっと・・・

： 私も委員の一人ですから、黙らせるわけにはいきません。

： そんなものではないでしょう。それは委員会ではないからね。

： あなたの、何でも委員会ではないのです。普通の委員会はこんなものではないですよ。

： それは、あなたの委員会であって。

： 感情論でものを言っはいけない。

： 感情で、あなたが感情でものを言っている。

： こちらは感情ではないですよ。

： ということ言いたくなくたって、言わなければ・・・

: いろいろご意見はあると思います。十人十色です。それはそれでいいです。だけれど、やはり審議会ですから、やはり委員の大多数の意見にはやはり従わなければいけないと私は思っておりますが、いかがでございましょうか。それが民主主義だと思います。

: わかりました。民主主義という言葉が出ますけれども、会長としてこの議会が公開するとか公開しないとかという問題点の公開は、こういう審議会でもいいですかというようなことを公開しないと、住民は納得しないでしょう。審議委員の感情論と言われたのですけれども、感情論ではないですよ。公開するには公開する説明がないと公開にはならないでしょう。

だから、公開するのだったら、こういう会議ですということを公開してください。要するに、感情論でものを言っているような審議会ですよということを公開してください、住民、権利者に。その辺のところから説明をしていかないと、会議になりません。

: ちょっと待ってください。

: 待ってくださいではないでしょう。ちゃんとそこを会議は会議として、会長が説明するのなら、会議は会議、審議会は審議会というものを、会長の考えの審議会とこの審議会というのは、会議なので、ですから事務局がなぜ（委員が）欠員していることを説明しないのですかということをお求めているのですけれども、事務局は、この前の議事録を読んでもわかるように、きちんとした説明にならない議事録はあるわけで、署名委員は署名委員として、これでよろしいと言えば署名委員なので、ここをきちんと交通整理する。しないと前に進まないのではないのでしょうか、ということをお述べているのですが、以上ですけれども。

: どうぞ、委員。

: こういう議論だけ繰り返すということなので、一つも建設的ではないです。私たちは公権を預かっている。お互いの公の、個人であれ、あるいは行政であれ、国であれ、やはりそのことに関わる。だから本当に個人的な利害関係とか感情でもって声を荒げ、そして他人を、委員同士でも、お互い尊重し合わなければいけない。そして、決めたことには従わなければいけない。これがデモクラシーだと思います。穏やかに話しましょう。そして、速やかにやりましょう、効率的にやりましょう、そうしないと事業は一向に進まない。進まない結果はどうなるのですか。みんなが利益を得られないのです。みんながこれで大変なことになってしまう。全体が全部、活力を失ってしまう。もっと前向きに、本当にどうしたらいいのだろうか、みんな真剣に考えましょう。

以上です。

: ありがとうございます。

委員のご質問ですけれども、公開した場合は、この会議は公開ですから、傍聴して

いただければいいわけです。別に何も委員会が公開するとかしないとか、あるいは公開のPRをすればいいとかしないとかというようなことではないと私は思っております。

事務局からありましたが、次回からは議会の議題が決まった場合は、公開にするとかしないとかということを事前に皆さんにお伝えしたいというようなご意見もございましたから、その点については一歩前進と私は思っています。公開なら公開で、ここへ傍聴に来ていただいて良いわけです。

： 会長のご意見、それでいいと思います。ただし、追加として住民なり地権者なりがこの会議の内容等を質問及び回答について、きちんと把握できる手段や内容を講じてほしいということに尽きるのです。それができてないというのは確かに市役所側、事務所側の不手際もありましたけれども、それを今後とも確保してほしい。

ついでのこと、傍聴者もいつも全部0が続くのではなくて、増えるように、そういう情報を提供するということが大事だということです。その趣旨は述べられていません。ですから、会議を邪魔したとか言われて、先ほど発言されましたけれども、これは根本的に間違いだと私は思います。

： ああ、そうですか。それは意見の違い、相違ですから、十人十色ですので、それはそれでいいです。

： 十人十色というのは何ですか。

： 十人十色でしょう。

： 十人十色というのは何ですか。

： 10人いっしょに十の意見があるという意味です、十人十色というのは、わかりますか。

： いえ、私にはわかりません。

： そうですか。

： はい。教科書の説明。

： はい、それはそれでいいです。

： いや、それはいいですけども、教科書として説明をいただき、私たちはいただいているわけではありません。

： 何ですか。

- : 学校の教科書の基本的説明で穏やかに話しましょうと言っても、声を荒げ、そうではありませんということ否定しなければならないわけですから、教科書的な説明を基本的に勉強しているわけではないですから、要するに皆さんが建設的にものを求めるのだったら建設的なものを求めるように事業というものを進めるようにしていかないと、それを置いて前へ行こう行こうとしても、そこに時間がない、時間がないと言っても、それは一般地権者がおられる、ここにいる人たちの事業ではございませんのでということ認識してください。そのところが口ばかりではないですか。
- : 当然の話ですが・・・
- : 何が当然ですか、当然ではないでしょう。だから、当然ではということ・・・
- : ちょっと待ってください。
- : この前も言ったではないですか。
- : ちょっと待ってください。
- : 静かにしてください。
- : 地権者がおられるから・・・
- : 当然ではという・・・。
- : 当然、地権者の意見も尊重しなければなりません。当たり前のことです。それを私は言っているのです。いろいろ言いますけれど、90%以上の方が反対だとか、それはご意見としていいです。いいのです。
- : 違います。
- : いや。
- : 当然というのは、当然の行為は、当然の行為と言われても、おたくたちの教科書的な説明で物事、事業を進めていったのでは、事業というのは上に上がらないわけですから、そういうことではなくして、皆さんがわかるように物事というのを判断していきましょう、ということで進めていきましょうということ言っているのです。それを、会長は、当然だから、私に従え、暗黙のうちにそういうことを言っているわけですから、それについて反論があるのは結構ですけども、反論でどうこうの問題ではないでしょう。だから、審議というものを言っていきましょうということですから、その辺のところ、要するに十人十色の意見があるから、意見ではなくして、皆さんがどのように理解するかということが基本なのです。そのところを感情的にどうしろと言われても、

これは前へ物事というのは進まないのではないですか。

だから、確かに一定のことは回転しているかもしれませんが、物事というのは前に進んでいます。だけれど、ただ事務局の説明が不十分だから、もっと十分な事務局説明をしてくださいと、そうしないと理解が進まないのですけれどもということを行っているのです。

だけれど、事務局は未だに、この議事録を読んでいただいたらわかるけれども、ものすごく、要するに一方的な事務局案がポンと出てきて、要するに減歩率について何回も聞きますと言うけれど、13%以外決めませんということを行っているわけですから、その辺のところの事業というものを、もっともっと減歩というのは下がるのではないのでしょうか、ということの説明をこれから勉強していくわけですが、そうではなくして、決定事項は決定事項ではとされているわけですよ。ですから、要するに市当局というのは、そういう行政当局というのはそういう形の中で進んでいくのです。

地権者はそういう形の中では地権者としておられませんので、そこに反対運動というのが起きたということなのですから、だから反対運動が、今からそれを、この前も議事録を読むとわかるように、反対運動はゼロまで見直せと言うのかと言っても、ゼロから見直せというところの話もあいまいだけれども、その辺のところは要するにもう一回考え直す時間というか、空間はないのですかという発言なわけですから、その辺のところをもっと十分理解してください。その上で審議してくださいということを会長にお願いしたいのです。

： ご意見よくわかります。

委員。

： 私は、あくまでも原則論にこだわるかもしれませんが、やはり私は、日本のデモクラシーというのは本当に多くの場合は偽物だと思っています。なぜかという、先ほど議長もおっしゃいましたように、100人寄れば100通り（意見）はあるのです。みんなそれぞれの価値観を持っています、生活も持っています。そして、いろんな意見があるわけです。それで、100人が100それぞれ勝手なことをしていたら、一体、公とか国とか社会というのはどうなるのですか。自分の堀の中だけが自分のことだと言っているけれども、そんなことでは済まない。これは日本には法律というものがあって、あるいは社会とか国とかという組織があって、それで個人の権利なり公の権利なり、それぞれが分けられて、それぞれが共有して共存していることだと思うのです。

そうすると、やはり大勢の意見を集約しないと、まとまった事業なり行為は一切できないのです。ですから、そのために一つ的手段として代議員制度というのができているわけです。国会でも地方の議会でもそうだと思います。代議員制度の中ではいろんな意見の人が当然出て、それぞれの形のそれぞれの利益を代表する人たちも出ているわけです。そこで、いろんな審議をして決める。決めたら、それは一つの力で重ねていかないと、これが秩序というものではないですか。

まして、議長という大事なお役を我々が選んでおいて、その方に不信をどんどん、ただ感情的にぶつければいいというものではないので、やはり我々はこの会議を支えていくという、そういう大事な公権、我々は公の一部を担わせていただいているのだとい

う、そういうことを、私は皆さん方に考えていただきたい。私も自分でそう考えているつもりです。自分の言い方もたくさんあるかもしれませんが、もちろんそれも言わなければいけないのだけれど、全体のバランスの中でみんなが了解できる、そして一つの社会をみんなで守り育てていく。そういう姿勢で、特にこの審議委員というのは非常に責任がある、お一人お一人の立場だと思うのです。そこを大事にしましょう、その秩序を守りましょう。

以上です。

： ありがとうございます。

1つ、事務局へお願いしておきますが、今後の区画整理事業の推進に対しましては、特に関係地権者との連絡とか説明とか、過去、努力されたと思いますけれども、いま一層の努力を要望しておきます。どうぞよろしくお願いします。

： 1つお願いしたいのですけれども。

： どうぞ。

： 公開、非公開のことが出たと思います。やはり、原則公開だと思いますので、今まで、今回5回ですけれども、実際に地権者の方で、この審議会が開かれたときにお見えになったのは、1人おられましたけれど、毎回どなたもお見えにならないわけです。本来なら、お見えいただくように、やはり市当局なりがご努力していただきたいと私は思います。

それから、来られてから非公開だというようなことにならないように、あらかじめ次の議会、次の審議会の内容があらかじめわかっているようでしたら、非公開なら非公開ということをももって決めていただくような方向でご検討していただきたい。

できるだけ、公開のときには、原則公開ですから、地権者の方がご出席していただけるように、やはり地権者の方にそういう機会に参加していただけるように市のほうでご努力をしていただきたいと、そういうことを切にお願いいたします。

： 大変貴重なご意見で、ありがとうございます。事務局、どうぞよろしく申し上げます。

： ちょっとすいません。

： どうぞ。

： 前回の会議で決まったことというのですが、この会議で決まったこととして、250平米を限度にして、(減歩率が)13%と1.3%というようなことだったと思うのです。これの決が、反対はこの会議の中で2人だけでした。2人だけということは語弊がありますが、2人おられました。これの結果をもとにして、やはり一般の人に、今、委員も言われましたけれど、本当に周知しているかどうかというのは1つ疑問なので

す。

この会議では決まったのですけれど、これは民主主義と言われる方もおりますけれど、この会議に出席される人の権限としても、選挙したとかということがあるのはあるのですけれど、実際はしてないと思うのです。そこら辺があると思うので、やはり我々としては6対2ですか、数値はどうでもいいのですけれど、反対があったけれど一応通ったわけです。だから、それで進めれば良いと思うのです。ただ、一般の人に周知をある程度しているのかどうかということが少し疑問なので、やはり当局のより一層の努力、市長もまた変わったことですし、進めていただくほうが、別に責任を逃れるわけではないのですけれど、そういう感じがするのでよろしくをお願いします。

： 大変貴重なご意見だと思います。事務局、肝に銘じてPRといたしますか、連絡網をよろしくをお願いします。

： 会長、まとめよかったですね。まとめよかったですね。

： いや、とんでもないです。

： 前回の議事録の中で、私もそのことと同じことを言っています。

： はい。

： だから基本的には住民の意見が反映し、なおかつここで強行するのではなくて、意見に対してきちんとした回答、それを市が行い、それからもう一度市民側に、また当会に戻るといっても、一つの審議会という趣旨なのです。

だから、それは会長の運営をお願いしておきたいです。

： わかりました。

それでは、本日の議案事項は終了しましたが、事務局、次回について何か、ご予定があれば、日程とか、議事議案内容とかをお願いします。

： それでは、事務局としましては、第6回の審議会の開催を平成20年6月23日の週で考えております。

審議内容につきましては、本日これから勉強会をさせていただきます「付市有地の制度について」のご審議をいただければと思っております。これは区画整理法96条第6項の「特別宅地に関する措置について」を予定しております。

また、前回と同様に皆さんのご予定をお聞きさせていただければと思います。

〔事務局、各委員に聞き込み〕

： それでは、ご報告します。

次回の審議会は、6月23日月曜日の午後2時からということをお願いいたします。

： それでは、ただいま事務局から発表がございましたが、次回の第6回の審議会は6月23日月曜日14時、当オープンハウスでということにさせていただきたいと思っております。皆さん、よろしゅうございますか。

： 特にはないですが、欠席委員には周知お願いいたします。

： ありがとうございました。

それでは、次回の審議会は、公開ということにさせていただきたいと思っておりますが、皆さんよろしゅうございますか。

： 異議なし

： それでは、次は公開ということにさせていただきます。

6 閉会

： それでは、以上をもちまして第5回目の倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会は閉会とさせていただきます。

第 5 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会
議規程第8条の規程により署名する。

平成20年 5月19日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 小 野 質 

委 員 鈴木幸雄 